

令和 8 年度 水産業普及指導員資格試験 受験案内

水産業普及指導員資格試験は、水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 水港第 2556 号農林水産事務次官依命通知）第 4 の 3 の（8）のアの規定に基づき、農林水産大臣が行う国家試験です。

この受験案内を最後までよく読んでから、受験願書をご提出ください。

■ 受験願書の受付期間 令和 8 年 8 月 3 1 日（月）～ 9 月 1 7 日（木）
※郵送：当日消印有効

■ 筆記試験日 令和 8 年 1 2 月 3 日（木）

■ 口述試験日 令和 8 年 1 2 月 4 日（金）

受験申請をされる方は、水産庁 HP (<https://www.jfa.maff.go.jp/j/kenkyu/hukyu/siken.html>) で随時更新される情報にご注意ください。

水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班
〒100-8907 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 1
TEL 03(6744)2374（直通）

ご不明な点は、上記にお問い合わせください。

お問い合わせ時間は、10:00～12:00 13:00～17:00（土・日曜日及び祝日を除く）です。

◆ ◆ ◆ ◆ ◆ 目 次 ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

I. 令和8年度水産業普及指導員資格試験の実施について（官報掲載）	1
II. 受験資格について	4
III. 試験方法及び試験日時等について	6
IV. 受験手続き及び提出書類記載の注意事項	9
V. その他注意事項	11
VI. 参照条文	12
VII. 様式集	19

◆ 令和8年度水産業普及指導員資格試験の実施スケジュール（予定） ◆

受験願書の受付	令和8年8月31日（月）～9月17日（木）
筆記試験	令和8年12月3日（木）
口述試験	令和8年12月4日（金）
合格発表	口述試験実施後、1カ月以内

【Ⅰ. 令和8年度水産業普及指導員資格試験（官報掲載）】

令和8年度水産業普及指導員資格試験の実施について

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）別表2水産業普及指導員資格試験実施要領第4の規定に基づき、令和8年度水産業普及指導員資格試験の実施について、次のように公告する。

令和8年8月31日

農林水産大臣 鈴木 憲和

第1 試験方法

水産業普及指導員資格試験（以下「試験」という。）は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、それぞれ次に掲げる方法により行う。

1 書類審査

業績報告書（別記様式第1号）に記載した職務内容及び審査課題に対する報告書により、普及指導活動に必要な技能を有しているか否かの判定を行う。

2 筆記試験

次に掲げる課題について行う。

（1）基礎課題（共通問題）

水産業に関する基礎的な知識の有無を判定する内容のもの

（2）専門課題（選択問題）

水産業に関する専門的な技術に関する知識及びその普及活動への応用力の有無を判定する内容のもの

3 口述試験

面接により、水産業の現場における課題を解決するために必要な意欲、常識、態度、意思疎通の能力等を有するか否かの判定を行う。

第2 筆記試験及び口述試験の実施期日及び場所

（1）実施期日

ア 筆記試験 令和8年12月3日（木）

イ 口述試験 令和8年12月4日（金）

（2）場 所 東京都特別区

注1：実施期日及び場所は、受験者の数その他の事情により変更することがある。

注2：場所の詳細については、受験票の送付に併せて通知する。

第3 受験資格

1 試験を受けることができる者は、（1）から（3）までのいずれかに該当する者とする。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成11年法律第199号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第70号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成11年法律第191号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成12年政令第333号）による改正前の農林水産省組織令（平成12年政令第253号）による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令（平成12年政令第314号）の規定による廃止前の農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後筆記試験の実施期日までに、次のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法によ

る高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育
イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

- (2) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、(1)に規定する正規の課程を修めて卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）で、その後筆記試験の実施期日までに、(1)のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が4年以上に達するもの
- (3) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）で、卒業後又は合格後筆記試験の実施期日までに(1)のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が6年以上に達するもの
- 2 外国の教育機関を卒業した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業した者とみなす。
- 3 外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。
- 4 2又は3の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第2号）に、2に規定する者にあつては当該外国の教育機関を卒業したこと又は修了したことを証する書類、3に規定する者にあつては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、4の書類を審査し、日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。

第4 受験手続

1 受験願書等の提出

試験を受けようとする者は、(1)から(4)までに掲げる書類（以下「受験願書等」という。）を令和8年9月17日（木）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関1丁目2番1号（〒100-8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛てに簡易書留扱いにして郵送するものとする。

なお、封筒の表面には、「水産業普及指導員資格試験願書在中」と朱書するものとする。

- (1) 受験願書（別記様式第3号）
- (2) 業績報告書（別記様式第1号）
- (3) 第3の1に規定する学歴又は資格を有することを証する書類（受験の当該年度発行のもの）
- (4) 第3の5の認定書の交付を受けた者にあつては、当該認定書

2 受験願書等の補正

農林水産大臣は、受験願書等に不備があるときは、その補正を求めるものとする。

3 受験票の交付

農林水産大臣は、受験願書等を受理したときは、受験票及び水産業改良普及事業に関する審査課題（以下「審査課題」という。）を交付する。

4 審査課題に対する報告書の提出

試験を受けようとする者は、3により交付された審査課題に対する報告書を作成し、令和8年10月15日（木）（当日消印有効）までに東京都千代田区霞が関1丁目2番1号（〒100-8907）水産庁増殖推進部研究指導課宛てに簡易書留扱いにして郵送するものとする。

5 審査課題に対する報告書は、指定された様式で提出するものとする。

第5 合格の発表及び合格証書の交付

合格者の受験番号は、試験施行後30日以内に公表するとともに、合格者に合格証書を交付する。

第6 不正行為に対する処分

試験に関し不正行為があった場合は、当該不正行為に係る者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

第7 受験手数料

受験手数料は、徴収しない。

第8 個人情報の取扱い

受験願書及びその添付書類等に記入された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用する。

第9 その他

- 1 受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別な措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出ることとする。
- 2 受験資格、受験手続等の詳細については、水産庁ホームページ（<https://www.jfa.maff.go.jp/>）に掲載する受験案内を確認し、不明な点がある場合は水産庁増殖推進部研究指導課に問い合わせることとする。

別記様式第1号～別記様式第3号（略）

【Ⅱ. 受験資格について】 ～まず始めに、受験資格の有無をご確認ください。～

- 1 水産業普及指導員資格試験を受験しようとする者は、次の（１）に掲げるア～ウのいずれかの職務に、（２）に掲げる学歴又は資格ごとに必要な職務従事年数以上の期間、従事していることが求められます。

なお、必要な職務従事年数は（１）のア～ウの職務に従事した期間の合計です。

（１） 職務

ア 試験研究機関等における水産業に関する試験研究

イ 教育機関における水産業に関する教育

ウ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体（漁業協同組合等）における水産業に関する技術についての普及又は指導に関する職務

（２） 必要な職務従事年数

学歴又は資格ごとの受験に必要な職務従事年数については、次のとおりです。

学歴又は資格	職務従事年数
・ 大学又は水産大学校を卒業した者	2 年以上
・ 短期大学（専門職大学の前期課程を修了した者を含む）又は高等専門学校を卒業した者	4 年以上
・ 高等学校を卒業又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者	6 年以上

2 農林水産大臣による受験資格の認定について

次の者については、水産業普及指導員資格試験実施要領第 3 の 4 の規定により、Ⅳの受験手続を行う前に、早急にⅦ. 様式集の「認定申請書」を作成し、添付書類を添えて試験事務局宛に提出してください。

認定申請書の内容について相当と認められる場合には、受験資格認定書を送付しますので、受験の申込時に願書に添付してください。

ア 外国の教育機関を卒業した者

イ 外国の行政機関、教育機関等に勤務した者

3 職務の従事に該当する業務の例示

（１） 試験研究機関における水産業に関する試験研究

職務の従事に該当すると認められる例

・ 水産試験場において、水産業に関する「〇〇〇」の研究を行った。

・ 民間の試験研究機関において、水産業に関する「〇〇〇」の研究を行った。

職務の従事に該当しない例

・ 水産試験場の事務員として従事した。

・ 民間の試験研究機関の事務員として従事した。

（２） 教育機関における水産業に関する教育

職務の従事に該当すると認められる例

- ・水産高校で、主に海洋漁業を教えた。

職務の従事に該当しない例

- ・水産高校で、主に国語を教えた。

- (3) 国、地方公共団体その他法人格を有する団体（漁業協同組合等）において、水産業に関する技術についての普及又は指導に関する職務

職務の従事に該当すると認められる例

- ・栽培漁業の担当として、事業者等への補助事業の指導などに従事した。
- ・資源管理の担当として、漁業者に対し、資源管理の実施等への普及を行った。

職務の従事に該当しない例

- ・資源管理の担当だが、業務が資料整理、統計処理、会計書類の作成が主で、出先機関、市町村などへの指導は行っていなかった。

※ 従事した職務が受験資格上の職務の従事に該当するかどうか判断が難しい場合は、水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班にお問い合わせ下さい。

【Ⅲ. 試験方法及び試験日時等について】

1 試験方法

水産業普及指導員資格試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とし、次に掲げる方法により行います。

① 書類審査

- ・水産業普及指導員資格試験実施要領第5の1の(2)に掲げる業績報告書及び第5の3に掲げる審査課題に対する報告書の内容について行います。
- ・審査課題は、受験票と同時に交付します。
- ・審査課題に対する報告書は、指定された様式で提出してください。

② 筆記試験

次に掲げる問題について行います。

(1) 共通問題

水産技術に関する基礎的な知識、水産分野周辺の関連分野に関する基礎的な知識、国の施策に関する知見等を問う内容のもの(回答形式は択一式)。

(2) 選択問題

水産業の専門的な技術に関する知識や知見等を問う内容のもの(別表の5分野の中から、受験時に1分野を選択して回答。回答形式は択一式、記述式又はこれらの併用)。

③ 口述試験

面接により、水産業・漁業に関する知見や経験と課題解決能力、普及事業に対する意欲や考え方、提出された審査課題に対する報告書の考え方、会話能力や情報伝達能力等について判定を行います。

2 試験の一部免除について

試験の一部免除対象者は以下のとおりです。詳細は水産業普及指導員資格試験実施要領第6の2をご確認ください。

免除対象者	免除される試験
令和6年度若しくは令和7年度水産業普及指導員資格試験において、審査課題に対する報告書を提出したが、筆記試験及び口述試験を辞退した者(書類審査の合格の基準要件を満たした者に限る)	書類審査

【別表】

分野名	主 な 内 容（選択問題の対象範囲）
水産養殖	○水産養殖全般に関することとし、その中に養殖対象生物の生理、生態、種苗生産及び病気に関すること、養殖用飼料・餌料及び水産医薬品に関すること並びに養殖場の設備及び環境に関することを含むものとする。
資源増殖・管理 (平成 30 年度 までは「栽培・ 資源管理」とし て実施)	○放流対象種苗の生産と放流効果の把握に関すること、生息環境の改善・造成・管理に関すること及び水産資源の評価・管理に関することとする。
漁具・漁法	○漁具・漁法に関すること、漁船・漁業機械に関すること及びその他漁ろうに関すること(安全対策、漁場利用、漁獲物処理を含む)とする。
利用加工	○水産物の利用全般に関することとし、その中に水産化学、加工技術、鮮度保持技術に関すること及び食品の安全に関することを含むものとする。
水産経営	○水産経営全般に関することとし、その中に経営指標に関すること及び水産物流通に関することを含むものとする。

(注) 上表のいずれの分野も、関係する法令・制度に係る内容を含むものとする。

3 試験スケジュール

試験日	試験会場	備考
① <書類審査> 9月下旬～ 10月15日 (木) 〆切	—	受験票と併せて、審査課題を交付します。
② <筆記試験> 12月3日 (木)	東京都	日時・会場等の詳細については、受験票の送付と併せて通知します。
③ <口述試験> 12月4日 (金)	東京都	日時・会場等の詳細については、受験票の送付と併せて通知します。

【Ⅳ. 受験手続き及び提出書類記載の注意事項】

受験資格を有することが確認できましたら、以下の注意事項をよく読んで提出書類等を作成してください。

1 提出書類

(1) 以下の書類については、全員提出願います。

- ① 受験願書
- ② 業績報告書
- ③ 卒業証明書や学位授与証明書等（受験の当該年度発行のもの）

(2) 【Ⅱ. 受験資格について】の2による受験資格認定書の交付を受けた者は、当該認定書を提出願います。

(3) 下記の区分に該当し、試験の一部免除を受けようとする者は、上記（1）及び（2）の書類に加え、必要書類を提出願います。

区 分	必要書類
令和6年度若しくは令和7年度水産業普及指導員資格試験において、審査課題に対する報告書を提出したが、筆記試験及び口述試験を辞退した者（書類審査の合格の基準要件を満たした者に限る）	令和6年度若しくは令和7年度受験票の写し

2 受験願書等の提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送にて、以下の宛先まで期限までに提出してください。

(2) 提出期限

令和8年9月17日（木）（当日消印有効）

(3) 提出先

水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班

（〒100-8907 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号）

※ 封筒表面に「水産業普及指導員資格試験願書在中」と朱書し送付してください。

3 提出書類記載の注意事項

(1) 受験願書

- ① 電話番号については、自然災害等で試験日が変更になる等の緊急の事態が発生した場合に、事務局から受験者本人にその旨を連絡する場合に用います。このため、確実に本人に連絡がとれる電話番号を記載願います。

- ② 所定の箇所に写真（サイズは縦45mm×横35mm。最近6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真。）を貼付してください。（デジタルカメラ写真等の画像貼付でも可としますが、縦・横の縮尺を変更しないようにしてください。）

なお、写真はしっかりとりのり付けしてください。万が一剥がれた際に誰のものか分かるよ

う、裏面にボールペンで氏名を記入してください。

- ③ 申込み月日は、官報掲載の日（8月31日）から締め切り日（9月17日）となります。官報掲載の日より前又は締め切り日より後の日付とならないよう注意願います。

（2） 業績報告書

- ① 職務に従事した期間は、卒業（又は修了）の日から令和8年12月3日（筆記試験実施日）の間で算定し、合計の月数は満月数で記載願います。（1月に満たない日数については切り捨てとします。）
- ② 勤務先欄は、〇〇課〇〇係まで記入してください。
また、係名のみでは、水産業普及指導員資格試験実施要領第3の（1）のイ、ロの職務に従事したことの判断が困難な場合は、具体的な担当業務を（ ）書きで記載願います。（「・課××係（〇〇担当）」）
- ③ 期間の算定に間違いの無いよう十分に確認をしてください。
- ④ 所属長の証明は、都道府県本庁勤務の者は主管課長、出先機関勤務の者はその機関の長、漁業協同組合等に勤務する者はその団体の長の証明を受けてください。

（3） 卒業証明書や学位授与証明書等

受験願書等と併せて最終学歴を証明する書類（卒業証明書等）を添付してください。

（4） 過去の水産業普及指導員資格試験の受験を証明するもの（該当者のみ）

令和6年度若しくは令和7年度水産業普及指導員資格試験のうち、審査課題に対する報告書を提出した後、筆記試験及び口述試験を辞退された者については、令和6年度若しくは令和7年度水産業普及指導員資格試験の受験票の写しを同封してください。

（5） 改姓又は改名したことを証明する戸籍抄本など

受験願書の氏名と卒業証明書等の氏名が異なる場合は、改姓又は改名したことを証明する戸籍抄本等の書類を1通添付して下さい。

（6） 提出書類の綴じ方

上記の書類については、前述した提出書類の順番に並べ、左端をクリップ止めして提出してください。

【V. その他注意事項】

1 受験票の交付等

- (1) 出願者のうち受験資格のある者には、令和8年9月下旬（予定）に受験票を発送します。
なお、受験票が到着しない場合には、水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班に連絡してください。
- (2) 受験票を受け取ったら、受験票の氏名等に誤りがないか確認し、誤りがある場合は、水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班まで連絡してください。（受験票の氏名等が、そのまま合格証の氏名等となりますので、「旧字体が新字体になっている」等の違いについても連絡してください。）
また、受験票の交付時に、試験会場等の案内を同封します。

2 筆記試験当日について

- (1) 公共交通機関の遅延等やむを得ない事情による遅刻で、そのことを証明できる場合に限り、試験開始から30分までは入室を認めますので、その際は係員の指示に従ってください。
- (2) 途中退室を希望される場合は、係員の指示に従ってください。
- (3) 次の受験者の答案は採点されません。
 - ① 受験に必要な科目を欠席した者
 - ② 解答が不明瞭なもの
 - ③ 不正行為を行った者（カンニング等）
- (4) 試験中に携帯電話等の通信機器の使用はできません。試験会場におけるこれら機器の取扱いについては、係員の指示に従ってください。

3 個人情報の取扱い

受験願書及び提出書類に記載された個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に管理し、試験実施事務のために使用します。

4 その他

- (1) 試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。
- (2) 提出期限後の提出や、書類に不備あるいは判読困難箇所等のあるものは受理できませんので十分に注意してください。
- (3) 受験に際し、身体の障がいその他の理由により特別な措置を希望する者は、受験願書の提出時にその旨を申し出てください。
- (4) その他試験に関する問い合わせは、以下連絡先までご連絡ください。

【連絡先】

水産庁増殖推進部研究指導課普及育成班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL 03(6744)2374（直通）

問い合わせ時間は、10:00～12:00

13:00～17:00

（土・日曜日及び祝日を除く）です。

【VI. 参照条文】

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（抄）

令和4年3月29日 3水港第2556号農林水産事務次官依命通知

第1～第3 （略）

（事業の内容）

第4 各事業に係る事項は下記に定めるほか、区分、経費、事業実施主体、採択基準、交付率等は、別表1に掲げるとおりとする。

1・2 （略）

3 水産業改良普及事業交付金

（1）普及事業の内容

交付金の交付の対象となる普及事業の内容は、次のとおりとする。

ア 水産業普及指導員の設置

（8）の任用資格を有する者を水産業普及指導員（以下「普及指導員」という。）として設置すること。

イ 普及指導員の活動

（ア）計画的に担当する区域を巡回し、適切かつ効果的な普及活動を行うこと。

（イ）普及活動の円滑化を図るため、普及指導員室に巡回指導用の施設、普及指導員の活動に必要な機械、機材等を整備すること。

（ウ）漁業の動向及び漁業技術の進歩に対応し、的確な普及活動を推進するため、計画的な研修を実施し、普及指導員の資質の向上を図るとともに、国が実施する研修に普及指導員を派遣すること。

（エ）その他効率的かつ効果的な普及活動に資する取組を行うこと。

（2）普及事業の実施

都道府県知事は、普及事業を実施するに当たっては、（1）のア及びイの事業が相互有機的な関連を持って効率的に行われるよう努めるものとする。

（3）普及事業の運営指針及び実施方針

ア 運営指針の策定

水産庁長官は、普及事業の効率的な運営を図るため、都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を内容とする普及事業の運営に関する指針（以下「運営指針」という。）を定めるものとする。

（ア）普及指導体制の整備に関する基本的事項

（イ）普及活動の効率化に関する基本的事項

（ウ）普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

（エ）その他普及事業の運営に関する基本的事項

イ 実施方針の策定

普及事業を実施する都道府県知事は、運営指針を基本として、次に掲げる事項を内容

とする普及事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めるものとする。

- （ア）普及指導体制の整備に関する基本的事項
- （イ）普及活動の効率化に関する基本的事項
- （ウ）普及指導員の資質の向上に関する基本的事項
- （エ）その他普及事業の運営に関する基本的事項

ウ 実施方針の報告

都道府県知事は、実施方針を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、水産庁長官に報告するものとする。

（４）事業実施計画書の提出

普及事業を実施する都道府県知事は、水産庁長官が別に定めるところにより、毎年度水産業改良普及事業実施計画書を作成し、水産庁長官に提出するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（５）普及組織の整備

ア 普及指導員の設置

都道府県は、普及事業を行うため、普及指導員を置くことができる。

普及指導員は、行政職の職員をもって充てる。

イ 普及指導員の配置

（ア）普及指導員は、普及指導員室に配置するものとする。

（イ）配置規程等

普及指導員の配置、駐在及び服務等に関して都道府県知事は、別に規程、要領等を定めるものとする。

（６）普及指導員の職務

普及指導員は、次に掲げる業務を行う。

ア 試験研究機関と密接な連絡を保ち専門技術等に関する事項について調査を行うこと。

イ 漁業者に接触して技術及び知識の普及指導に当たること。

（７）普及指導員の活動の円滑化

ア 都道府県は、普及指導員の行う調査及び普及活動と試験研究機関の行う普及事業に必要な新技術等の試験研究とが密接な連絡を保ちながら行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

イ 都道府県は、普及指導員の任務の遂行について、他の区域の普及指導員又は自己の区域の水産分野での男女共同参画及び漁村生活等の指導を行う職員（以下「男女共同参画等を担当する職員」という。）との連携を保ちつつ普及活動が円滑かつ効果的に遂行できるよう留意するものとする。

（８）普及指導員の任用資格

次の資格のいずれかに該当する者でなければ、普及指導員に任用されることはできない。

ア 農林水産大臣（以下「大臣」という。）が実施する水産業普及指導員資格試験（別表２水産業普及指導員資格試験実施要領により実施）に合格した者

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。）、国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成 11 年法律第 199 号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 70 号）による廃止前の独立行政法人水産大学校法（平成 11 年法律第 191 号）による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成 12 年政令第 333 号）による改正前の農林水産省組織令（平成 12 年政令第 253 号）による水産大学校又は旧農林水産省組

織令（昭和 27 年政令第 389 号）による水産大学校（以下「水産大学校」と総称する。）において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）による試験研究機関若しくは学校教育法による大学、水産大学校若しくは財団法人漁村教育会（昭和 23 年 5 月 1 日に財団法人漁村教育会という名称で設立された法人をいう。）全国漁業協同組合学校において、水産業に関する試験研究若しくは教育に従事した期間若しくは水産業に関する技術についての普及指導に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が最近 15 年のうち 12 年以上に達する者

ウ 外国において、イに規定する者に相当する学歴又は職歴を取得したと認められる者

エ 平成 22 年 3 月 26 日付けで廃止された水産業改良普及事業推進要綱等の制定について（平成 17 年 3 月 16 日付け 16 水推第 1023 号農林水産事務次官依命通知）第 9 条の（1）の水産業普及指導員資格試験に合格した者

オ 平成 17 年 4 月 1 日付けで廃止された水産業改良普及事業推進要綱等の制定について（昭和 40 年 4 月 21 日付 40 水調第 181 号農林事務次官依命通知）別紙 2 の要領に基づき実施された水産業専門技術員資格試験に合格した者

（9）普及指導員の資質の向上

普及事業の主体は、普及指導員の教育的活動であり、普及指導員の能力が本事業の成否を左右するものであるから、これら職員の普及指導能力の向上を図ることが重要である。特に、最近における漁業技術の高度化、経営の近代化、漁業従事者の資質の向上等に対応できるよう普及指導能力を高めるため、国及び都道府県は、普及指導員の研修実施等により、その資質の向上に努めるものとする。

（10）関連施策との連携

ア 漁村生活に関する普及指導における男女共同参画等を担当する職員との連携

普及事業の目的を達成するためには、生活技術の向上と経営の近代化を促進するとともに、併せて漁村生活の合理的改善の普及指導が推進される必要がある。この重要な側面である漁村生活に関する普及指導については、普及指導員は常に男女共同参画等を担当する職員との連携を密にして本事業の総合的な効果が発揮されるよう努めるものとする。

イ 水産業に係る共同利用施設整備等との連携

水産業に係る共同利用施設整備等の推進に当たり、普及指導員は、その方針の樹立に参画し、必要な資料を提供し、特に実施過程においては技術的・経営的立場からの指導又は助言をする等、共同利用施設担当職員等と緊密な連携を図って相互に援助協力を行うものとする。

（11）漁業の担い手の育成確保

都道府県は、沿岸漁業等振興諸事業の推進と相まって、漁村における漁業の担い手を対象にそのグループ等の組織化を図るとともに、当該グループの組織的な学習、交流活動等により漁業の担い手の育成確保に努めるものとする。

（12）普及協力体制の育成

国及び都道府県は、各種の漁村の研究グループ、水産業改良普及協力団体等を育成強化するとともに、市町村、教育機関、漁業協同組合、漁業士（水産庁長官が別に定める漁業士をいう。）等との連携協力を保って、普及事業の円滑な推進と、その効果の波及促進を図るものとする。

4～6 (略)

第5～第31 (略)

附 則 (略)

別表2 水産業普及指導員資格試験実施要領

水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱第4の3の(8)のアに定める水産業普及指導員資格試験の実施要領を次のように定める。

(試験の回数)

第1 水産業普及指導員資格試験(以下「試験」という。)は、毎年1回行う。ただし、特に必要があるときは、臨時に行うことがある。

(試験方法)

第2 試験は、書類審査、筆記試験及び口述試験とする。

2 書類審査は、第5の1の(2)に掲げる業績報告書及び第5の3に掲げる審査課題に対する報告書について行う。

3 筆記試験及び口述試験は、専門知識、常識その他水産業普及指導員として必要な能力について行う。

(受験資格)

第3 試験を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)、国立研究開発法人水産研究・教育機構法(平成11年法律第199号)による国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第70号)による廃止前の独立行政法人水産大学校法(平成11年法律第191号)による独立行政法人水産大学校、独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成12年政令第333号)による改正前の農林水産省組織令(平成12年政令第253号)による水産大学校又は中央省庁等改革に伴い関係政令等を廃止する政令(平成12年政令第314号)の規定による廃止前の農林水産省組織令(昭和27年政令第389号)による水産大学校において水産業、生物、化学、食品製造、機械、電気、機関、電気通信、経済又は経営に関する正規の課程を修めて卒業した者で、卒業後当該試験の実施期日までに、次のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が2年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の水産業に関する試験研究又は学校教育法による高等学校その他これと同等以上の教育機関における水産業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における水産業に関する普及又は指導

(2) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、(1)に規定する正規の課程を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)で、その後当該試験の実施期日までに、(1)のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が4年以上に達するもの

(3) 学校教育法による高等学校を卒業した者又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)で、卒業後又は合格後当該試験の実施期日までに(1)のイ又はロの職務に従事した期間を通算した期間が6年以上に達するもの

2 外国の教育機関を卒業した者は、当該教育機関の修業年限及び課程に応じて農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の教育機関を卒業した者とみなす。

3 外国の行政機関、教育機関又は団体において、水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者は、農林水産大臣がこれに相当すると認定した日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体において当該在職期間と同一期間、試験研究、教育、普及又は指導に従事した者とみなす。

- 4 2又は3の規定による農林水産大臣の認定を受けようとする者は、認定申請書（別記様式第1号）に、2に規定する者にあつては当該外国の教育機関を卒業したこと又は終了したことを証する書類、3に規定する者にあつては当該外国の行政機関、教育機関又は団体において水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した期間についての当該外国の行政機関、教育機関又は団体の発行する証明書を添え、これを農林水産大臣に提出しなければならない。
- 5 農林水産大臣は、4の書類を審査し、日本国の行政機関、教育機関又は法人格を有する団体に相当すると認めるときは認定書を交付し、これらに相当しないと認めるときはその旨を通知する。

（水産業普及指導員資格試験実施の公示）

第4 農林水産大臣は、試験を行おうとするときは、試験の実施期日、場所、受験願書の受付期間、その他試験実施上必要な事項を試験期日の60日前までに公告するものとする。

（受験願書等）

- 第5 試験を受けようとする者は、次の各号の書類を農林水産大臣に提出しなければならない。
- （1）受験願書（別記様式第2号）
 - （2）業績報告書（別記様式第3号）
 - （3）第3の1に規定する学歴又は資格を有することを証する書類（受験の当該年度発行のもの）
 - （4）第3の5の認定書の交付を受けた者にあつては、当該認定書
- 2 農林水産大臣は、受験願書を受理したときは、受験票及び水産業改良普及事業に関する審査課題（以下「審査課題」という。）を交付する。
- 3 試験を受けようとする者は、2により交付された審査課題に対する報告書を作成し、これを第4の公告に掲げる期日までに農林水産大臣に提出しなければならない。

（合否判定等）

- 第6 書類審査、筆記試験及び口述試験の全てにおいて、合格の基準要件を満たした者を試験に合格した者とする。
- 2 試験に合格した者以外の者であつて、書類審査の合格の基準要件を満たした者のうち、やむを得ぬ事情により、筆記試験及び口述試験を辞退した者に対しては、翌年度以降最大2年を限度として、次回の受験時に限り、書類審査を免除する。

（合格の公表及び合格証書）

- 第7 農林水産大臣は、試験施行後30日以内に試験合格者の受験番号を公表するとともに、合格者に合格証書（別記様式第4号）を交付する。
- 2 合格証書を失い、又はき損した者は、再交付申請書（別記様式第5号）を提出して、その再交付を申請することができる。

（不正行為に対する処分）

- 第8 試験に関し不正行為があつた場合は、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

（受験手数料）

- 第9 受験手数料は、徴収しない。

（水産業普及指導員資格試験の試験審査委員会）

第10 農林水産大臣は、関係行政庁の職員又は学識経験がある者のうちから委嘱した試験審査委員をもって組織する。

2 試験審査委員会は、試験問題の作成及び採点を行い、その結果を農林水産大臣に答申する。

3 試験審査委員会の庶務は、水産庁増殖推進部研究指導課において処理する。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、審査課題の作成、成績の判定その他試験の実施に関し必要な事項は、試験審査委員会の意見を聞いて、水産庁増殖推進部研究指導課長が定める。

別記様式第1号～別記様式第5号（略）

【Ⅶ. 様式集】

別記様式第1号（第3の4関係）

認 定 申 請 書

年 月 日

農林水産大臣 殿

現住所

電話番号

（ふりがな）

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

水産業普及指導員資格試験を受けるため、水産業普及指導員資格試験実施要領第3第4項の規定により下記事項について認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

水産業普及指導員資格試験実施要領第3の○*の規定による事項

（備考） *は、外国の教育機関を卒業した者にあつては「2」、外国の行政機関等において水産業に関する試験研究、教育、普及又は指導に従事した者にあつては「3」、これら両方に該当する者にあつては「2及び3」を記入すること。「2」、「3」又は「2及び3」のいずれかを記入すること。

受験願書

農林水産大臣殿

現住所

電話番号

（ふりがな）

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

水産業普及指導員資格試験を受けたいので、関係書類を添えて出願します。

年 月 日

氏 名

受験番号	*
------	---

写 真

（縦 45mm×
横 35mm）

過去の受験歴

受験年度	
受験番号	

水産業普及指導員資格試験実施要
領の第6の2に該当する者は下記
の□にレ点を入れる。

--

※ 過去の受験歴は、試験に合格した者以外の者であって、書類審査の合格の
基準要件を満たした者のうち、やむを得ぬ事情により、筆記試験及び口述
試験を辞退した者であって、書類審査の免除を求める者のみ記載。

（備考）

（1）電話番号は平日の昼間の連絡先とすること。

（2）＊は、空欄とすること。

（3）6月以内に撮影した正面、上半身、無帽の写真を貼付すること。

業 績 報 告 書

氏 名

最終学歴 年 月

職 歴

番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績の要約
1			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
2			年 月～ 年 月 (○年○か月)	
3			年 月～ 年 月 (○年○か月)	

上記について相違ないことを証明する。

年 月 日

所属長職名

氏 名

（備考）（１）勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。

（２）職務業績の要約は、水産業普及指導員資格試験実施要領第3の1の（１）のイ又はロに該当する職務内容を具体的に記載すること。

様式記入例

別記様式第3号（第5の1関係）

業 績 報 告 書

添付書類の「卒業証明書」及び「学位授与証明書」等と同じ表記にしてください。

現住所、電話番号、（ふりがな）及び生年月日は記載の省略可

現住所：東京都千代田区霞が関 1-2-1-809
電話番号：080-0000-0000
（ふりがな）すいさん たろう
氏 名 水産 太郎
生年月日：平成〇年〇〇月〇〇日

出願者の氏名を記載してください。

最終学歴 平成〇〇年×月 〇〇大学××学部△△学科 卒業
職 歴

番号	勤務機関名	職名	従事期間	職務業績の要約
1	〇〇県××部水産課 □□係	技師	R4年4月～ R5年1月 (0年10か月)	・漁業就業者担 い手対策 ・漁協指導
2	〇〇県水産試験場 △△係（□□担当）	研究員	R5年2月～ R7年3月 (2年2か月)	・〇〇資源調査 ・〇×試験研究
3	〇〇県××部水産課 □□係	主事	R7年4月～ 現在 (1年5か月)	・漁業調整 ・漁業指導取締 り

上記について相違ないことを証明する。

令和8年9月16日

道府県、独立行政法人などの所属区分がわかるように記入してください。

所属長職名 〇〇県××部水産課長
氏 名 〇〇 〇〇

押印は不要です。

・R7年4月～現在とした場合は、「1年5か月」と記入してください。（証明日で計算し、日数以下は切り捨て）
・R7年4月～R8年9月とした場合は、「1年6か月」と記入してください。

- （備考）（1）勤務機関名又は職名のいずれかが異なる場合は、その都度、欄を改めること。
- （2）職務業績の要約は、水産業普及指導員資格試験実施要領第3の1の（1）のイ又はロに該当する職務内容を具体的に記載すること。